

人を大切に

一人権から考えるCSRガイドブック

PDF版

社内のイントラネット等でも活用できるPDF版をご用意しています。概要と使用条件等は以下のとおりです。

- 冊子版と同内容で、A4判32ページです。
- 注文時に使用人数を明示していただきます。使用人数にかかわらず、1PDFファイルをCD-Rのかたちで頒布します。
- 価格は使用人数に応じて決まります。11名以上で使用の場合は割引になります。
 - 1名～10名は1名あたり500円、11名～30名は10%引、31名～50名は20%引、51名～100名は30%引、100名～500名は40%引、501名以上は50%引です（例えば下表のようになります）。
- 別途、送料実費がかかります。
- 例えば次のような使用はできません。この使用条件を含め、購入と同時に下記「PDFデータ使用許諾契約」の締結に同意したものとみなされます。
 - ① 購入時に明示した使用人数分を超えて使用、複製、印刷すること。
 - ② 含まれる写真、ロゴマークを単独で使用すること。
- ご注文は、Eメール、FAX、電話でお受けします。下記の内容をお伝えください。
 - ① 企業・団体名、② 担当者名、③ 電話番号、④ メールアドレス、⑤ 送付先住所、⑥ 見積書、請求書、納品書、領収書のうち必要な書類、⑦ 使用人数
- 申込み先・お問い合わせ先
一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）
〒550-0005 大阪市西区西本町1丁目7-7 CE西本町ビル8階
電話：06-6543-7003 FAX：06-6543-7004 Email：webmail@hurights.or.jp

使用人数	価格（税込）	使用人数	価格（税込）	使用人数	価格（税込）
1名	500円	30名	13,500円	200名	60,000円
11名	4,950円	51名	17,850円	400名	120,000円
20名	9,000円	100名	35,000円	550名	137,500円

PDFデータ使用許諾契約

本使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）は、「人を大切に一人権から考えるCSRガイドブック」（第三版）のPDFデータ（以下「本PDFデータ」といいます。）に関し、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（以下「ヒューライツ大阪」といいます。）と、本PDFデータを購入される方（以下「購入者」といいます。）との間で締結される契約です。

第1条（本契約の成立）

購入者は、本PDFデータの購入を申し込んだときに、本契約の締結に同意したものとみなされます。この同意をもって、本契約は成立し効力が発生します。

2 購入者は、本PDFデータのすべてを廃棄することにより、本契約を終了させることができます。

第2条（使用条件）

ヒューライツ大阪は、購入者に対し、本PDFデータを本契約に基づく条件及び次の目的の範囲内で使用し、又は従業員等の使用される方（以下「使用者」といいます。）に使用させることができる譲渡不能な権利を許諾します。

(1) 購入者が所有又はリース契約等により使用するコンピュータ上で、購入者又は使用者が使用するため。

(2) 購入者が管理するネットワーク上で、購入者又は使用者が使用するため。

2 購入者は、購入時に明示した使用人数分の範囲内で本PDFデータを複製することができます。印刷についても同様とします。

第3条（禁止事項）

購入者は、購入時に明示した使用人数分を超えて本PDFデータを使用し、又は使用者に使用させることはできません。

2 購入者は、購入時に明示した使用人数分を超えて本PDFデータを複製又は印刷することはできません。

3 購入者は、本PDFデータに含まれる写真及びロゴマークを単独で使用することはできません。

4 購入者は、本PDFデータの内容の趣旨が変わるような部分を使用することはできません。

5 購入者は、本PDFデータ又はその複製物を第三者に配布、レンタル、リース、貸与及び譲渡することはできません。

第4条（著作権の帰属）

本PDFデータの著作権は、原著作者の許諾を得て使用している写真及びロゴマークを除き、全てヒューライツ大阪に帰属します。

第5条（免責）

ヒューライツ大阪は、購入者が本PDFデータに関連して直接間接に蒙りたいかなる損害に対しても、賠償等の一切の責任を負わず、かつ、購入者はこれに対してヒューライツ大阪を免責するものとします。

2 ヒューライツ大阪は、独自の判断に基づき、本PDFデータの仕様又は内容の変更、修正、配布方法等の変更及び対価の設定をすることができます。

第6条（一般条項）

本許諾契約に関して疑義が生じた場合、ヒューライツ大阪及び購入者は信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとします。

2 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とします。